



冬季旅行商品等造成事業補助金申請要領

富山県では、県外から富山県への冬季の観光誘客等を促進するため、富山県内の観光を目的とした高付加価値な募集型企画旅行（例えば、富山の自然、食、住環境、伝統文化等の魅力・強みを生かした「特別感」のある付加価値の高い旅行など）に係るパンフレット等作成経費に対して補助を行います。

1 補助対象者

旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている旅行業者

2 補助対象事業

次の（1）から（9）の全てを満たす募集型企画旅行商品であることを条件とします。

- (1) 富山県外（首都圏、関西圏、中京圏等）を発着地とし、富山県内を観光する募集型企画旅行であること。
- (2) 設定（送客）期間が令和6年9月1日から令和7年3月31日であること（出発日、帰着日いずれもこの期間内であること）。
- (3) 富山県内に1泊以上宿泊すること。
- (4) 旅行商品は、富山県単独の商品を掲載した6ページ以上の冊子又はインプレッション数20,000以上のWEBページとすること。
- (5) 冊子の場合は、1種類の商品につき合計20,000部以上（すべての発着地を含めた合計数とする）を発行し販売期間を3箇月以上と設定すること。また、広く商品流通できるものであること。
- (6) 旅行商品には、富山県内の着地型商品1つ以上を盛り込むこと。
- (7) 旅行商品のパンフレット等と連携した特設WEBサイトの構築、会員組織へのダイレクトメール・メールマガジン、SNS広報等、多様な媒体を経由し旅行商品を予約できる導線を確保すること。
- (8) 旅行商品の誌面制作にあたっては、県内のエリアバランスに十分配慮した掲載内容とし、校了する前までに原稿（校正段階の原稿可）をメールもしくは郵送にて提出すること。原稿の内容を確認し変更を依頼する場合もあるため、校了は確認後になるよう余裕を持って申請すること。
- (9) 国や他の地方公共団体、その他の団体からのパンフレット等作成経費の補助金を併用しないこと。

3 補助対象経費

経費区分	内容
開発費	旅行商品企画経費
旅行商品パンフレット等作成経費	パンフレット等の原稿料、広告宣伝費
印刷製本費	パンフレット等の印刷費
その他経費	上記の他、知事が特に必要と認める経費

※1 補助対象経費は、補助事業で必要とされるものとし、送料・梱包料等は含まない。

※2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

4 補助上限額・補助率

1 旅行商品あたり75万円（経費の2分の1を上限とする）

5 申請方法等

申請書類を作成のうえ、下記申請先へメール又は郵送してください。

【申請書類】・補助金交付申請書（様式第1号）

・事業計画書（様式第1号の1）

・収支予算書（様式第1号の2）

・誓約書（様式第1号の3）

・旅行業登録証の写し

・旅行業者区分を証明する資料

（ホームページの写し等資本金の額や従業員数がわかるもの。）

※申請要領・申請様式は県のホームページからダウンロードできます。

【提出期限】 令和6年9月30日（月）必着

申請・お問合せはこちらまで

[メール送付先]

akankoshinko@pref.toyama.lg.jp

[郵送先]

富山県 地方創生局 観光振興室 観光戦略課 情報発信・誘客促進担当
(〒930-8501 住所不要)

[問い合わせ先]

TEL : 076-444-3517

FAX : 076-444-4404